

2024年1月19日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等
に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

（意見）

中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した「（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等」の開発の検討に当たっては、本公開草案において提案されている経過措置を恒久化し、既存の簡便的な会計処理を含む四半期会計基準に準拠した四半期連結財務諸表の作成を継続できるようにしていただきたい。

（理由等）

上場企業は、四半期開示の見直し後も継続して四半期決算（第1・第3四半期）を行い、四半期財務諸表を作成することを踏まえると、第1四半期および第3四半期にも適用可能な「（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等」の開発に対する利害関係者のニーズは高いと考える。

しかし、「今後の基準開発の方向性」として、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更の検討が示されている点については、今回の四半期開示の見直しの目的である企業負担の軽減に逆行する懸念がある。特に、公開草案第80号BC6に記載のある「会計期間終了後、遅くとも45日以内での開示が求められるという、適時性に係る強い制約」という前提が不変であるなかでの簡便的な会計処理の廃止は現行実務への影響が大きく、企業の財務諸表作成負担の増加に繋がる可能性が高い。

本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更は、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法として IAS 第 34 号「期中財務報告」の原則を採用した場合に検討することが考えられるとされているが、IAS 第 34 号との日本基準の差異は、主要な差異として国際的に指摘されている項目ではなく、また、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法については複数の方法が考えられるとされていること等を踏まえると、あえて IAS 第 34 号の原則を採用する必要性は高くないと考えられる。

中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの統一に当たっては、簡便的な会計処理の廃止等を要さないかたちでの統一を含め、慎重な検討をお願いしたい。

以 上